

冬の感染症 出席停止期間 早見表

ほいくおたすけ隊 <https://hoiku-otasuke.com/>

感染症名	潜伏期間	出席停止期間の基準
インフルエンザ	1～3日	発症後5日経過し、かつ解熱後2日 (幼児は3日) 経過するまで
新型コロナウイルス感染症	2～5日	発症後5日経過し、かつ症状軽快後 1日経過するまで
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルス等)	1～3日	医師が感染のおそれがないと 認めるまで
RSウイルス感染症	4～6日	明確な日数基準なし (医師の判断による)
溶連菌感染症	2～5日	適切な抗菌薬療法開始後24時間以上 経過し、症状が回復するまで
マイコプラズマ感染症	2～3週間	明確な日数基準なし (医師の判断による)

日数の数え方

発症日・解熱日を「0日目」として、その翌日から数えます。

(例) 月曜日に発症した場合、5日経過は土曜日となります。

最終的な登園再開の判断は、必ず主治医の指示に従いましょう。